

副住職をおくには

副住職は住職を補佐し、寺門の護持興隆に務めなければなりません。副住職をおくためには当該寺院住職が本宗の教師を選定し、宗務庁へ申請を行ってください。

注意事項

- (1) 副住職の任期は、申請した住職の在任中になります。従って申請した住職が、辞任その他の事由により欠けた場合は、副住職も同時に退任することになります。
- (2) 副住職は1カ寺1名限りです。
- (3) 住職は副住職を解任することができますが、その時は宗務庁に届け出をしなければなりません。
- (4) 住職が辞任した場合副住職は自動的に解任されます。
- (5) 副住職は法務局で登記する必要はありません。
- (6) 既に副住職が就任している場合、副住職解任届を同時に提出してください。
- (7) 申請者は住職となります。その際住職登録印を押印し提出してください。
- (8) 寺院名鑑に副住職を掲載する場合は認証を受けてください。

添付書類

特別な事由がない限り必要はありません。

冥加料

30,000円

様式番号	4	申請書名	副住職認証申請書
	5		副住職解任届

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105